第1回臨時議会(1,3554千円 一般会計)の補正を可決

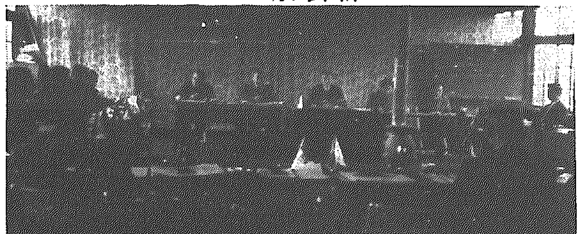

第1回臨時議会は1月11日招集され会期1日で全議案満場一致で可決された。
議案の内容は次のとおりである。

1. 岩室村一般職の職員の給与支給条例の一部を改正する条例について
2. 昭和41年度岩室村一般会計補正予算(第7号)議定について
3. 昭和41年度岩室村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
4. 昭和41年度岩室村広域簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について
5. 昭和41年度岩室村間瀬簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
6. 岩室村広域簡易水道事業に公営企業法の特例を適用することについて
7. 寄附採納願　2件

鉄砲、刀剣類登録審査会

昭和41年度岩室村一般会計補正予算(第7号)

(単位　千円)

歳入

科目	既定額	補正額	計	概要説明
地方交付税	55,000	600	55,600	地方交付税増額分
国庫支出金	24,884	577	25,461	衆議院議員選挙費国庫委託金424 老人クラブ補助90 老人健康診査補助63
県支出金	5,672	△22	5,650	老人健康診査補助 △12 老人クラブ補助 △3 統計調査費補助 △6
村債	32,100	200	32,300	保育所建築債増分
歳入合計	190,265	1,355	191,620	

歳出

科目	既定額	補正額	計	概要説明
議会費	5,294	34	5,329	職員ベース改訂による増
総務費	28,795	351	29,146	岩室駅構内拡張に伴う用地買収補助194 田子島，尻引合併助成50 衆議院議員選挙費424 職員給料補正減 △217 旅費補正減 △100
民生費	27,062	568	27,630	老人健康診査委託料127老人クラブ助成金165職員ベース改訂による増276
衛生費	9,368	79	9,447	職員ベース改訂による増73 備品購入費3
農林水産業費	14,459	183	14,642	旅費20 職員ベース改訂による増163
商工費	9,064	60	9,124	職員ベース改訂による増
土木費	12,827	60	12,887	職員ベース改訂による増
教育費	61,005	265	61,270	保健体育費10 職員ベース改訂による増255
予備費	390	△ 245	145	補正減
歳出合計	190,265	1,355	191,620	

知っていますか

身体障害者手帳の交付

援護措置の基本となるものは身体障害者手帳の交付であります。従って、この手帳は障害者個々の援護について、前もってその程度を認定し(指定医師の診断書)その処理の迅速適正を期し、併せて法による障害者であることを確定する性格を持った一種の証票として県知事より交付されるものであります。

次に障害の程度は身体障害者福祉法の定めるところでありますが、その最も軽い程度で、手帳に該当するかどうかを識別するには次のような見方があります。

1、視力について
㋐片方の目が虫眼鏡を使っても新聞が読めないほど悪く、しかも良い方の目も(眼鏡をかけて)20Mはなれた人の顔がわからない程の人
㋑まっすぐにせまい間だけは見えるが、目玉を動かさなくては行き違う人につき当ったり、曲り角では一人で歩けないほどの人。

2、聴力について
両方の耳もと約40cm位離れると普通の話し声がわからない人。

3、言語について
言葉がっはきりいえないために自分の意志を人に知らせることができない人。

4、手について
㋐片手のおや指が半分以上ない人、又あっても動かず役に立たない人
㋑片手のひとさし指を含めて二本以上の指が⅔以上ない人。又あっても動かず役に立たない人。
㋒片手の手の肩、ひじ、手くびの関節の動きが非常に悪い人。
㋓片手の力がなかったり又自分の思うように動かなかったりして、日常生活で手を使用するとき不自由を感ずる人
※力がなかったりとは弛緩性マヒ、又廃用性筋萎縮。思うように動かなかったりとは痙直性マヒ。

5、足について
㋐両足の指が全部ない人
㋑片方の足の甲のほぼ中央より先がない人。
㋒片方の足のまた、ひざ、足くびの関節の動きが非常に悪い人。又1km以上歩けない。30分以上立っていられない。階段の昇り降りが出来ないほど足の悪い人。

6、胴体について
㋐せぼね、腰が(前後又は左右に)強く曲っていたり又上体を支える力がなかったりして坐ること(足を投げ出しても歩くことが不自由な人)上体を支える力がなかったりとは軀幹筋のマヒ。
㋑肺結核で胸廓成形を行ない肋骨を6本以上とった人(第一肋骨を含んだ場合5本)で2km以上歩くと息切れが激しい人。

又身体障害者の方々にこの手帳交付になりますと、

イ、更生医療の給付
障害の程度を軽減し、又は除去して職業能力の向上又は日常生活を容易にする目的とする。

ロ、舗装具の交付修理
すでに障害が固定し、更生医療の余地がなくなった人に対し身体的欠損又は機能の損傷を補うもので、この給付によって日常生活、職業生活の改善を図ることが目的であります。

ハ、身体障害者世帯に対し資金の貸付けする世帯更生資金があります。
○生業費一五〇、〇〇〇円
貸付の日から一ケ年据置
償還は据置期間八ケ年
○支度費　一五、〇〇〇円
貸付の日から六ケ月据置
償還は生業費同じ
○技能修得費
月額　二、五〇〇円
原則六ケ月修得後一ケ年
据置償還は生業費と同じ

ニ、国鉄旅客運賃、バス運賃の割引
○国鉄旅客運賃
一〇〇km以上　五割
○バス旅客運賃
K数不問で五割

<校長日誌抄>

今春の入学児童は九人

間瀬小校長　亀山末松

十二月九日(金)午前は郡内校長会議に出席。午後は就学前児童健康診断である。今春の入学児童は創立以来最少の九人、しかも出稼先の親元に三人、受験者はタッタ六人でなんとも淋しい情景である。これも不振の漁村を語る一面である。この分では遠からず複式学級必至と先は暗い。無理と思いながらも付添い父兄に、「他へ転出しないで出来るだけ間瀬の学校へ……」と懇請する。

今夜は宿直、五時半第一回の校舎巡視。戸じまり火気とも異常なし。雨具の忘れものが数点目につく、「物を大切に」と常に注意してあるのに親の心子知らずか、全部持ちかえる。

冬の日はとっくに暮れて暗く寒い。出稼帰りの母チャン達のにぎやかな声がする。子供らが待っているであろうと思われる。

夕食をとりながら天気概況を見る。明日もおだやかなようだ。学校前を夜廻りの子供らが元気な声で通り過ぎていく。十時過ぎ第二回の巡視して階上の電源を切る。十一時半就寝。

十二月十日(土)七時半、早い子供は登校して来る。出稼家庭では朝食が早い上に親も居ない家庭が多いのでいきおい登校が早くなる。八時過ぎ教室に火が入る。八時半からカギッ子対策として二十五分間の自習がはじまる。また静かになる。

職員朝会で昨夜の忘れ物の処置について話す。始業後、木村教頭と学年末対策について相談する。十時頃学校薬剤師が黒板の明度調査に来校する。

午後から本村教頭を主力に煙突掃除がはじまる。二週間に一回は人夫が来るがとても待てない。女子職員も異様な支度で甲斐甲斐しい。石炭の悪い故と思いながらも忙しい先生方にすまない気持ちでいっぱい。まことに御苦労様である。四時半退校……。

十二月十六日(金)朝TVで「漁村の出稼」をみる。校区の方がそれぞれの立場で出稼ぎを余儀なくされる実態と関連する問題点について話される。出稼ぎのない漁村の生活は現段階では至難なことかと考えさせられる。

第四銀行支店で俸給を受領してから出勤する。中食時、新潟よりの四万五千円の現金書留が配達される。子供らのいう「新潟の小父さん」(田中久三郎、大武熊五郎、田中武のお三方)から、さびれゆく故郷の子供らをはげましてやろうという御歳暮である。一昨年からつづいている善意である。全く頭の下る有難いことである。児童一人当り三百円、配分方法を職員で協議し、学用品百円、おせいぼ二百円として年末おたのしみ大会に配ることにする。二十三日のおたのしみ大会にお三方を招待して子供らのよろこぶ顔をみていただき、善意に感謝の意を表わそうとPTA会長とも打合せを行なう。

外はみぞれに変り海も荒れているが校内は明るく暖かい雰囲気でいっぱいである。たそがれの体育館に、カギッ子らがピンポンに興じている。正しく強く伸びてくれよと願わずにはおられない………。

所得税・事業税・住民税申告が簡略される

従来、所得税、個人事業税、住民税の各申告書を別個に申告しなければなりませんでしたが、本年から三税の一本化により申告手続きが簡略化されます。

申告書提出の簡略化

所得税の確定申告書を提出する納税者は個人事業税、住民税の申告書を提出する必要がありません。

所得税の確定申告書の提出義務のある方の申告手続き

個人事業税、住民税の申告は、所得税確定申告書裏面の住民税、事業税に関する事項に記入することになります。

所得税の確定申告書の提出義務のない方の申告手続

個人事業税の申告書をそれぞれ別個に申告しなければなりません。

(1)申告書用紙は二月十日〜二月一五日までの間に配布されます。
(2)申告納税相談日程、場所等については申告書配布の際案内いたします。

和納地区婦人学級
とき　10日午後1時30分
ところ　和納小学校
映画　学校と家庭の間
講義　交通安全対策と青少年の育成
講師　巻警察署交通課長殿
県青少年対策室長殿
とき　24日午後1時30分
ところ　和納小学校
映画　「パパいってらっしゃい」
講義　家庭と健康
講師　公衆衛生看護学校教務主任　仁木こと殿

岩室地区婦人学級
とき　22日午後1時30分
ところ　岩室小学校
映画　「茶の間の先生」
講義　家庭学習のあり方
講師　下越教育事務学校指導課長　樋浦辰治殿

間瀬地区婦人学級
とき　13日午後1時30分
ところ　間瀬小学校
話し合い　青年との話し合い

部落遊園地に砂場を

昨年私達の村に数年来の望みであった子供の遊び道具の一つであるブランコを設置して戴き有難うございました。それに便乗するようで恐縮ですが初めのうちは珍しさもあってかみんなで喜んで使用していたのですが、五年、六年の男の子ともなれば少々物足りないと見えて、ほとんど小さな子供が使用しているようです。

そこで今年度は鉄棒と砂場を設置して戴きたいのです。昨年家で使った砂の残りを作業場の軒下に盛上げておいた所へ、毎日三、四人の子供が木のコロや板切、竹筒、空かん等の色々なものを集めて、僅か一坪足らずの所へ山を作ったり、トンネルを掘ったり、ミサイルの発射台だと宇宙への夢を描きながら、日の暮れるのも忘れて遊んでいるのです。三人よれば文珠の知恵でこうした遊びの中から、一つ一つ新しい知識を生み出して行くのです。しかし、この砂場も無期限に提供してやるわけにもできません。必要な時がくれば使わなければなりません。そうなるとせっかくの遊び場が又なくなるのです。暑い夏ともなれば、この軒下や鎮守の森は子供達にとっては絶好の避暑地ともなるのです。そして又一番安全な遊び場として外に働く親達は、ほのかな安らぎを感じるのです。そんな意味で、今年度に二つは無理とあれば、年次計画でも結構ですから子供達の安全確保と体位向上のために、是非とも設置して戴きたいと思います。

(猿ケ瀬　主婦)

村といたしまして何とか子供のためにと毎年計画に基きまして実施いたしておるのでありますが予算の関係もあり、なかなか思うようにならないのが現状です。何れ本年も多少なりとも皆様の御要望に副いたいと考えております。時期を見て区長さんと話し合ってみたいと存じます。

(住民課)

みんなの広場

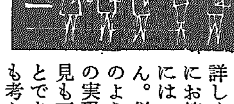

一日移動役場の実現を

村当局が村民に村政の動向を理解させるために「広報いわむろ」で村政のPRをしていますが、広聴という分野にも力を入れて下さい。

村当局が一日部落に出かけ村民の質問に答えてもらいたい。一日移動役場の実現をして下さい。(一Y生)

村行政のことについては、村民の一人一人からよく知っていただきたいのでありますが、これはなかなかむずかしい問題です。そこでせめて村政の概要だけでも知っていただき、御理解と御協力を得るために、広報「いわむろ」に力をそそいでいるのであります。しかし、これだけでは単にお知らせする程度のものであって、詳しく解明し疑義にお答えするわけにはまいりません。従って御投稿のような移動役場の実現という御意見も至極最もなことであり、村自体も考えないわけではありません。しかし、このことを実現するとすれば、特定の地域のみに実施するわけにも行かないと思います。

従って全地域となると、相当多くの日数と、関係職員の出動も考慮しなければならない関係から、なかなかむずかしさがあるというのが現状であります。そこで現在の考え方としては、相なるべく御趣旨に添えるよう今後特に考えてみたいということと、差当り地域の強い要請があるなら都合して実現いたしたいと考えます。

(総務課)